

# マージン率等の情報提供について

## ① 令和3年6月1日付け 派遣労働者数

2人

## ② 令和3年6月1日付け 派遣先事業所数(実数)

2事業所

## ③ 令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日) 労働者派遣に関する料金の額の平均額

14,900円(8時間)

## ④ 令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日) 派遣労働者の賃金の額の平均額

11,521円(8時間)

## ⑤ 令和2年度(令和2年4月1日～令和3年3月31日) マージン率

22.7%

$$\text{マージン率} = \frac{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの賃金の額の平均額} \end{array} \right]}{\left[ \begin{array}{c} \text{前事業年度における派遣元事業所ごとの派遣労働者1人1日} \\ \text{(8時間)あたりの労働者派遣に関する料金の額の平均額} \end{array} \right]}$$

※百分率(%)表記にした場合に、小数点以下一位未満の端数があるときは、これを四捨五入すること。  
※マージン率の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。  
※また、マージン率に含めている教育訓練に要する経費、福利厚生費、社会保険料等の事項についても示すなど、派遣労働者が自社のマージン率について理解しやすくすることが望ましい。

## ⑥ 労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を締結しているか否かの別等

労働者派遣法第30条の4第1項の労使協定を

☐ 締結している

当該労使協定の対象となる派遣労働者の範囲 ( プラスチック製品製造業・総合事務員 )

当該労使協定の有効期間の終期 ( 令和4年3月31日 )

☐ 締結していない

※協定の締結の有無等の情報提供に当たっては、常時インターネットの利用により広く関係者、とりわけ派遣労働者に必要な情報を提供することを原則とする。

## ⑦ 派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する事項

訓練内容 (注)キャリアアップに資する教育訓練に関する計画内容を示すこと。

| 訓練種別   | 対象者となる派遣労働者<br>雇入時・派遣中・待機中など | 訓練方法<br>OJT・OFF-JT | 訓練費用負担額<br>無償・有償 | 賃金支給<br>有給・無給 |
|--------|------------------------------|--------------------|------------------|---------------|
| 新規入社教育 | 雇入時                          | OJT                | 無償               | 有給            |
| 資格取得支援 | 派遣中                          | OJT                | 無償               | 有給            |
| コロナ対策  | 派遣中                          | OJT                | 無償               | 有給            |

キャリア・コンサルティング相談窓口及び連絡先 相談窓口 電話番号 - -

## ⑧ その他の労働者派遣事業の業務に関し参考となる事項(福利厚生など)

事業所名 木村興産有限会社  
許可番号 派34-300035